

入札参加者各位

札幌市長 秋元 克広

建設工事の適正かつ円滑な施工の推進等について

日頃から札幌市の建設行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事の適正かつ円滑な施工が行われるためには、工事現場における事故発生防止に向けた万全な安全管理体制の確立はもちろんのこと、建設労働者の雇用・労働条件及び元請・下請関係の一層の適正化等の推進や契約に関する不正行為の排除に努めることが大変重要です。

貴社におかれましては、これから工事の最盛期を迎えるに当たり、下記に掲げた事項に関しまして、より一層注意を払われますとともに、下請負人に対しても適切に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 適正な施工体制の確保について

(1) 施工体制台帳の作成及び提出の遵守について

施工体制の把握を確実なものにするため、元請企業は次に掲げる項目を実施してください。

ア 施工体制台帳及びその添付書類を作成すること。

イ 施工体系図を作成し工事現場に掲示すること。

ウ 下請金額にかかわらず、請負代金の額を明示した請負契約書（二次以下の下請契約を含む。）等を添付した施工体制台帳の写しを発注者に提出すること。

(2) 技術者の適正配置について

「建設業法」に定められている工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するもので、その建設事業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるもの（3か月以上雇用関係にあること。）でなければなりません。技術者の専任制違反は、建設業法違反であり、発覚した場合には、厳正に対処いたします。

なお、一般競争入札参加申請時に複数の候補技術者を配置予定技術者として申請した場合、その中から着手日までに書面による申出により配置技術者を選択することを可能としています。

(3) 工事事故の発生の防止について

工事事故の発生防止について、下記事項に留意してください。

ア 建設工事の施工にあたっては、公衆に対する災害事故及び工事関係者事故等の発生を防止するため、保安要員の適正な配置、従業員の技術研修及び関係機関との綿密な連携を行うなど安全管理体制の強化に万全の注意を払ってください。

イ ダンプトラック等（以下「車両等」という。）の使用にあたっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に基づく団体の加入者又は「貨物自動車運送事業法」第43条に基づく機関により認定された安全性優良事業所の車両等の使用の促進に努めてください。

- ウ これからの季節は、行楽などにより人や車の交通量が増加します。工事用車両の運転の際は、交通ルールを遵守し市民を事故に巻き込まないように交通安全対策を徹底してください。安全で安心なまちづくりの実現のためにも皆様のご協力をお願いします。
- エ 気温の高い日が続きますので、労働安全衛生規則に基づき、適切な熱中症予防対策の実施をお願いします。

2 適正な下請契約の締結等について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」による改正規定が令和7年12月12日付けで完全施行されたことを踏まえ、下記について、適切に対応されるようお願いいたします。

(1) 下請契約の締結について

下請企業との契約にあたっては、下記事項に留意してください。

- ア 元請企業と下請企業の間においては、建設業法及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、下請負に係る責任の範囲及び施工条件を明確にし、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な価格で書面（電磁的方法を含む。）による契約を締結すること。特に労務費については、通常必要と認められる適正な労務費として、「労務費に関する基準」やその基準値が示されていることに留意すること（労務費に関する基準ポータルサイト：<https://roumuhi.mlit.go.jp/>）。

また、正当な理由なく通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とすることや通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とすることは禁止されていることに留意すること。

- イ 現在の労務費、原材料費、エネルギーコスト等や建設資材の納期の実態を踏まえ、市場の実勢を適切に反映した価格設定や工期設定となるよう十分留意すること。また、原材料費等の変動で契約後に請負代金や工期を変更する必要があると認められる場合には、書面（電磁的方法を含む。）による変更契約を締結するよう留意すること。

- ウ 見積書に関しては、国土交通省が示す見積書の様式例や、専門工事業団体等が提供する標準見積書を活用すること等により、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費及び建退共制度に係る掛金（以下「材料費等」という。）を含む必要な経費のそれぞれの内訳が明記された見積書の提出を働きかけるとともに、下請契約締結の際には、提出された見積書の内容を考慮するよう努めること。

また、下請契約の受注者が当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の内訳の額を著しく下回る見積書を作成することや、注文者がそのような水準となるよう見積り変更依頼を行うことは禁止されていることに留意すること。

- エ 共同企業体施工の工事においては、共同企業体名による下請契約を締結し、共同企業体各構成員と下請負人の権利義務関係を明確にすること。

(2) 下請代金支払の適正化について

下請代金の支払については、下記の事項に留意してください。

- ア 下請代金の支払には前払金を活用し、できるだけ早く、できる限り現金払とすること。
 - イ 現金払と手形払を併用する場合でも、可能な限り現金払の割合を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
 - ウ 支払に60日を超えるサイトの手形を交付した場合は、建設業法第24条の6第3項の規定により禁止されている「割引困難な手形」の交付に該当するおそれがあるため、特定建設業者においては当該支払いを受ける下請負人が資本金4千万円未満の一般建設業の許可業者である場合はこれを行わないとともに、それ以外の場合においても十分に配慮すること。
 - エ 下請企業に対し、技能労働者へ社会保険料の本人負担分を含んだ適切な水準の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に参加させることを要請するなどの特段の配慮をすること。
 - オ 下請負人が消費税の免税事業者である場合は、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行うなど、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の趣旨に鑑み、適切に対応すること。
 - カ 建設工事に関係する業者との取引に関して、下請代金支払遅延等防止法が改正されたことにより、製造委託等代金の支払について、令和8年1月1日から手形の交付や、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段によることが禁止されたことに留意すること。
- (3) 下請企業への指導について
上記(1)及び(2)は、下請企業が他の事業者にも再下請する際も遵守するよう指導に努めてください。
- (4) 建設関連業者への対応について
資材業者、建設機械等の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等に対しても、上記(1)及び(2)の事項について適切な対応を行ってください。

3 建設労働者福祉の向上について

- (1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の加入促進について
下記の点を踏まえ、建退共の加入促進に努めてください。
- ア 元請企業は、下請企業の加入・普及が十分促進されるよう指導に努めること。
なお、運送事業者、大工、左官、とびなど労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方（以下「一人親方」という。）についても、任意組合を結成し、建退共に参加することができることに留意すること。
 - イ 元請企業は、建退共の掛金収納書を札幌市（契約管理課）へ提出すること（証紙貼付方式の場合は契約締結後1か月以内、電子申請方式の場合は契約締結後40日以内）。なお、電子申請方式は、証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携により、就業実績に応じた確実な掛金充当、履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものであることから、CCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用すること。また、証紙貼付方式と電子申請方式の併用も差し支えないとされていることにも留意すること。
 - ウ 元請企業は、自ら及び下請企業の建退共の対象労働者の共済証紙貼付（掛金充当）実績について記録した実績書をしゅん功後速やかに札幌市（契約管理課）へ提出すること。
- (2) 建設労働者の雇用・労働条件改善について

札幌市発注工事においては、必要な建設労働者の確保に万全を期し、働き方改革や建設業法等の趣旨を踏まえ、次のとおり、雇用・労働条件の改善に努めてください。

また、CCUSの活用により、建設現場に従事する技能者の資格や就業履歴等の登録・蓄積を行うことで、技能や経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や、現場管理につなげることができる等の利点を踏まえ、積極的にCCUSの活用についてご検討をお願いいたします。

ア 労働基準法により、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇を付与した日から1年以内に、5日分を使用者が時季を指定して取得させることが必要となっているため留意すること。

イ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、雇用保険、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請企業がそれらの法定保険に加入していない場合、元請企業は下請企業に対し、各種法定保険への加入等について指導を行うこととし、社会保険等に加入義務があるにもかかわらず未加入の企業を下請契約の相手方としないこと。なお、労災保険に加入できない一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めること。

ウ 令和6年4月から建設業においても時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、下請企業も含め、4週8休以上の休日確保や長時間労働の是正等に努め、後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理に努めること。また、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積書が提出されたときは、その内容を確認し、尊重すること。特に、建設業法第19条の5の規定により、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は下請契約も含め受発注者双方に適用されていることに留意すること。

エ 「労務費に関する基準」において、適正な賃金として、公共工事設計労務単価が経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられる「CCUSレベル別年収」が位置付けられており、この目標値が個々の技能者に支払われるよう、努めること。

オ 元請企業は下請企業のトラック事業者を含む自動車運転者の労働時間等の労働条件について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）で示されている連続運転時間が確実に遵守されるよう留意すること。

4 労務費、特定の資材価格に著しい変動が生じた場合の契約変更について

(1) 札幌市建設工事請負契約約款第26条（以下「スライド条項」という。）の適用について

工事の契約締結後、賃金水準及び特定の資材価格に著しい変動が生じ、請負代金額との間に一定以上の乖離が生じたときは、スライド条項等に基づき、請負代金額の変更が可能な場合がありますので、変更の請求に関しては必要に応じてご相談ください。

なお、単品スライドについては、協議及び契約変更手続に一定の期間を要することから残工期が2月以上あることを要件としているところですが、残工期が2月未満の場合でも請求が可能な場合がありますので、早めに工事監督職員にご相談くだ

さい。

【参考】

- ・札幌市建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）の運用について

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/tanpinslide.html>

(2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法第20条の2第2項の規定により、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされております。なお、当該通知の有無にかかわらず、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が生じた場合は、契約変更等について協議することが可能となりますので、ご相談ください。

【参考】

- ・工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に係る取扱いについて

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/documents/20241218keiyakuhenkourisukutuuti.pdf>

(3) 中東情勢の変化による建設資材の調達に係る設計変更について

昨今の中東情勢の変化に伴い、石油化学製品の基礎原料であるナフサを由来とする建設資材において、供給の偏りや流通の目詰まりが生じ、工事現場への供給不足や価格上昇が顕在化しています。これを受け、本市におきましても、受注者が安心して受注及び施工できる環境を整備する観点から、「ナフサを由来とする建設資材」の調達に係る設計変更について、特例運用を導入することとしました。詳細な取扱いについては、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）（令和8年7月21日付け財政局管財部工事管理室通知）」のとおりとなりますので、必要に応じて担当の工事監督職員と協議を行ってください。

【参考】

- ・中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/ko.jikansa/kantoku/documents/tyuutou.jyousei.pdf>

5 地域建設業経営強化融資制度等の活用について

札幌市においては、元請企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に関する事務取扱について、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を定めておりますので、同制度を積極的に活用し、元請企業は経営の安定化を図るとともに、下請代金の適正な支払いに十分配慮してください。

6 地元事業者の活用促進について

札幌市では、かねてより、工事の発注にあたり、地域経済の活性化などの観点から地元事業者の受注機会の確保に最大限努めておりますが、地元事業者を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

については、工事の施工にあたり下請企業の選定や建設資材等を調達する場合において、可能な限り地元事業者の活用や調達を行うようご協力をお願いいたします。

7 経営事項審査の取扱いについて

公共工事を請け負おうとする者は、建設業法に定める「経営事項審査」を受けることが義務付けられており、営業年度が終了する都度、経営事項審査の申請を行う必要があります。経営事項審査の有効期間に空白が生じると、工事の契約ができないことがありますので、営業年度の決算を終えたら、忘れずに申請を行うようお願いいたします。

なお、札幌市の入札参加資格審査においては、経営事項審査の総合評価値（P点）を請求し、その通知を受けていることが必要となります。

8 その他

(1) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

建設業法第24条の5の規定により、元請負人が建設業法に違反する行為をした場合において、下請負人がその事実を国土交通大臣等へ通報したことを理由として、元請負人が当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いを行うことを禁止していることに留意願います。

(2) 関係法令の遵守について

所得税法や地方税法などのほか、各工事現場において違法なアマチュア無線を使用しないことなどを定めた電波法を含め、法令全般を遵守するようお願いいたします。

(3) 入札における不正行為の排除について

札幌市や公共工事を担う建設事業者にとって市民の信用・信頼は、欠かすことができないものであり、札幌市ではコンプライアンスの取組を更に強化しております。建設業に携わる皆様におかれましても、企業内のコンプライアンスの取組強化など不正行為の排除に向けてご協力をお願いいたします。

(4) 入札及び契約に係る手続の押印見直しについて

工事の入札・契約等手続において使用する書類（一部の書類を除く。）について、押印を省略可とする取扱いとしておりますので、事務手続効率化のための活用をご検討ください。

押印を省略した文書については、電子メール等による提出も可能です。詳しくは、下記のURLをご参照ください。

・工事等における入札及び契約に係る手続の押印見直しについて

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/documents/20210318_kouji.pdf

(5) 事後審査書類のオンラインによる提出について

事後審査書類の提出について、パソコンやスマートフォンから提出が可能なオンライン申請を導入しておりますので、ご活用ください。

【参考】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/documents/onlinesinseihazimemasita.pdf>

(6) 電子契約の導入について

令和8年4月1日以降に契約管理課が告示する案件について、電子契約サービスを導入しておりますので、ご活用ください。

【参考】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/kouji/denshikeiyaku.html>

(7) 情報資産の適切な取扱いについて

仕様書等に記載されている情報資産の取扱いについて遵守し、情報資産の適正な管理を行っていただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先) 財政局管財部契約管理課 TEL011-211-2442